

投資信託口座を  
新規開設したお客さま<sup>(※1)</sup> **限定**

# つくばの投信で キャッシュバック キャンペーン

NISAご利用で  
最大**1,500円**  
プレゼント!

2023年 **4月20日** 木 ~ 2023年 **9月29日** 金

キャンペーン期間中に当行にて「投資信託口座」を新規開設<sup>(※1)</sup>の上、

- 1 投資信託を30万円以上  
ご購入もしくは
- 2 投信積立を5,000円以上  
ご契約いただくと

**1 2**  
両方  
のお取引で!

**500円**

**1,000円**

さらに  
筑波銀行の  
**NISAがいいさ!**

NISA預りでお取引いただくと、  
左記の金額に500円を上乗せ!

最大で **1,500円**  
キャッシュバック

**今がNISAの始め時です!**

2024年1月から新NISA制度が始まりますが、現行NISA制度の非課税投資枠は新NISA制度の別枠!現行NISA制度を利用することで、新NISA制度の生涯投資枠よりも多く非課税枠を利用できます!

※1 当行で投資信託口座をはじめて開設されたお客さま、または2023年3月末時点で投信口座を保有されているものの、投信残高がないお客さまが対象となります。  
※2 2023年9月29日までのお申込みまでを対象とさせていただきます。尚、現金のキャッシュバックは、お申込み日に応じて2023年9月または12月を目的に投資信託特約口座にご入金させていただきます。また、現金のキャッシュバック時点で投資信託特約口座を解約されている場合は、キャンペーン対象外といたします。

※3 投信積立は、第1回目の引落しが2023年10月までに確認できたお客さまが対象となります。

※4 インターネットバンキングからお申込みいただいたお客さまも対象となります。

※5 ご購入金額は購入時手数料を含む受渡金額で判定いたします。なお、ご購入金額は1日のご注文による金額(複数商品をご注文いただいた場合は合算した金額)より判定します。

※6 一部キャンペーン対象外のお取引がございます。また、予告なく本キャンペーンを終了させていただく場合がございます。



商号/株式会社筑波銀行 登録金融機関/関東財務局長(登金)第44号 加入協会/日本証券業協会

<https://www.tsukubabank.co.jp>

筑波銀行

検索する



筑波銀行

# つくばの投信でキャッシュバックキャンペーン概要

項目	内容
<p>キャンペーン内容</p>	<p>キャンペーン期間中に、当行にて「投資信託口座」を新規開設(※1)の上、投資信託を30万円以上ご購入いただく、もしくは投信積立を5,000円以上ご契約いただいた個人のお客さまに、お取引に応じて現金をキャッシュバックいたします。さらに、上記いずれかをNISA預りでお取引いただいた場合には、追加で現金をプレゼントいたします。</p> <p>※1 当行で投資信託口座をはじめて開設されたお客さま、または2023年3月末時点で投信口座を保有されているものの、投信残高がないお客さまが対象となります。</p> <p>※2 2023年9月29日までのお申込みまでを対象とさせていただきます。尚、現金のキャッシュバックは、お申込み日に応じて2023年9月または12月を別途に投資信託特約口座にご入金させていただきます。また、現金のキャッシュバック時点で投資信託特約口座を解約されている場合は、キャンペーン対象外といたします。</p> <p>※3 投信積立は、第1回目の引落しが2023年10月までに確認できたお客さまが対象となります。</p> <p>※4 インターネットバンキングからお申込みいただいたお客さまも対象となります。</p> <p>※5 ご購入金額は購入時手数料を含む受渡金額で判定いたします。なお、ご購入金額は1日のご注文による金額(複数商品をご注文いただいた場合は合算した金額)より判定します。</p> <p>※6 一部キャンペーン対象外のお取引がございます。また、予告なく本キャンペーンを終了させていただきます場合がございます。</p> <p>■キャンペーン対象外のお取引 ・償還乗換優遇制度を適用したお取引。 ・つくばのガマぐち支店(インターネット専業支店)でのお取引。</p>
<p>キャンペーン期間</p>	<p><b>2023年4月20日(木)～2023年9月29日(金)</b></p>
<p>投資信託をご購入(取得申込)される際の留意点について</p>	<p>●投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。●投資信託は、設定・運用を委託会社が行う商品です。●投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。●投資信託は、値動きのある証券(株式、債券など)に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、元本・分配金は保証されているものではなく、基準価額の変動により損失を被り、投資元本を下回ることがあります。●当行でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●一部の投資信託には、信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。●投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。●お申込みにあたっては、当行所定のお申込手数料(お申込金額に対し最大3.3%(税込))がかかるほか、保有期間中は信託報酬(信託財産純資産総額に対し実質最大2.2%(税込))がかかります。また、一部の投資信託は換金時に信託財産留保額(当該投資信託の換金時に適用される基準価額に対し最大0.5%)が基準価額から差し引かれます。その他の費用として、監査報酬、有価証券等売買時の売買委託手数料、外貨建資産保管費用、信託事務の諸費用等の費用がかかります。また、手数料等の合計額については、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することができません。●お申込みの際は、最新の「契約締結前交付書面」を交付いたしますので、内容を十分お読みの上、ご自身でご判断ください。契約締結前交付書面は、当行本支店の窓口にご用意しております。</p>
<p>つくば投信積立サービスに関する留意点</p>	<p>●「つくば投信積立サービス」のご利用は、個人(個人事業主を含みます)および、法人のお客さまがご利用できます。●毎月のご購入の際に、商品ごとに定められている手数料等がかかります。お客さまが指定された振替金額から手数料等を差引いた金額で投資信託を購入します。なお、商品の購入にあたっては、ご指定の銘柄の「自動けいぞく(累積)投資約款」の定めに従って購入を行います。●引落日に指定預金口座の残高が購入金額に満たない場合、当該月の購入は行いません。また、総合口座の貸越による購入は行いません。●同日引落日に複数の銘柄について本サービスをお申込みいただいている場合で、指定預金口座の残高が合計引落金額に満たないが、一部の銘柄の引落金額以上となる場合は、当該銘柄の購入を行います。(ただし、ご購入する銘柄の指定はできません。)●ご契約の際は、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「つくば投信積立サービス取扱規程(定時定額購入取引)」、「自動けいぞく(累積)投資約款」および、各商品の「投資信託説明書(交付目論見書)」、「契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。●つみたてNISAを利用して投信積立サービスをお申込みされる場合は、毎月の購入金額の上限を33千円とさせていただきます。また、増額月を設定される場合は、年間の購入金額の上限を400千円とさせていただきます。</p>
<p>NISAに関する注意事項</p>	<p>●筑波銀行でのNISA口座対象商品は公募株式投資信託のみです。●NISA口座で発生した譲渡損は、他の課税口座で発生した収益と損益通算できません。●NISA口座は1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。●2015年1月以降は、一定の手続きのもとで、金融機関の変更が可能となりましたが、金融機関の変更を行い、複数の金融機関でNISA口座を開設したことになる場合でも、各年において1つのNISA口座でしか公募株式投資信託等を購入することができません。また、NISA口座内の公募株式投資信託等を変更後の金融機関に移管することもできません。なお、金融機関を変更しようとする年分の非課税管理勘定(以下、「非課税投資枠」といいます。)*で、すでに公募株式投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。*非課税管理勘定とは、金融機関において、他の課税対象となる口座と区別するためにNISA口座内において設けられる勘定のことです。●万一重複して申し込まれた場合には、最も希望する金融機関ではない金融機関にNISA口座が開設されることがあり、その場合でも金融機関を変更できません。●NISA口座は、原則、特定口座としてご利用いただいている投資信託口座に追加して開設します。●NISA口座の開設には、マイナンバーを届出いただく必要があります。また、「運転免許証」等の確認書類が必要となります。●住所等変更時には変更届を提出いただく必要があります。●一度使用した非課税投資枠は、たとえ解約しても再利用することはできません。また、非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。●公募株式投資信託の分配金の再投資が行われた場合も、当該再投資分は非課税の投資額に算入されます。●分配金受取型の投資信託で、分配金が元本払戻金(特別分配金)になる場合、非課税のメリットはありません。●現在のNISA制度は2023年12月末をもって終了となります。2024年以降は新NISA制度が開始される予定であり、現在のNISA制度を利用しての新規買付はできません。●ジュニアNISAについては2023年12月末をもって制度が終了となりますので、2024年以降は非課税投資枠がありません。非課税での運用は、2023年非課税限度額分の80万円までとなります。また、当行でのジュニアNISAの口座開設期限は2023年9月29日(金)とさせていただきます。</p>